

株式譲渡所得の青色申告制度の復活を提言する

山本 清
(税理士・九州北部会)

シャウブ勧告により昭和二十五年所得税に青色申告制度が導入された当初は、不動産所得・事業所得とともに譲渡所得も青色申告が認められていた。株式譲渡所得に課税されていた当時はその実益もあつたが、昭和二十八年株式譲渡所得が非課税とされてからほとんど利用されなくなり、昭和三十二年の改正により廃止された。

平成元年四月から有価証券譲渡益は、原則非課税が原則課税に改正された。昭和六十三年四月税制調査会は「税制改革についての中間答申」で、有価証券譲渡

益の総合課税について「理論的には望ましい」と評価する一方で、「有価証券取引を把握する体制が充分整備されていないまま総合課税のような制度は公平性確保の面で問題を生じることに加え、(一)一般的の個人には記帳慣行がないこと等から(二)全ての投資家に適正な所得価額の計算等を期待することは無理がある...」などと考慮すれば直ちに総合課税に改めることには問題が多い」と述べ、株式譲渡所得の総合課税は見送られた。

平成十二年十一月、税制調査会は「リスクを伴う株式に係わる投資について

は、投資家自らによる所得価額等の管理が行われていると考えられ、投資家が所得を自ら計算して申告し、納税することが本来の所得税制のあり方と考えます」と述べる一方、課税方式としては損失の通算・繰越等を認めない現行の申告分離課税が適当と答申している。

資産に対する適正な課税は今後とも重要な課題で、有価証券譲渡所得に対してもは、納税者が自ら取得価額等を適正に管理し、記帳を前提とする申告が可能な環境作りに努め、総合課税へ移行するよう目指すべきである。

損失の通算、繰越等を認めれば、個人投資家はより積極的にリスクに挑戦することができ、証券市場の活性化も期待できる。

記帳に基づく申告の普及定着には、シヤウブ勧告当初のように事業所得等と同様、株式譲渡所得にも青色申告制度を復活するのが効果的と思われる。

記帳及び資料の保存を前提に、株式等の所有状況の連年報告を条件とする青色申告制度を導入すればよい。

株式等の評価方法も年ごとの総平均法とすれば、資料の保存期間を短縮でき、取得価額の算出も簡素化される。

現行の申告分離課税の場合、株式等の「総平均法に準ずる方法」で評価すると、譲渡の対象となつた株式を個別に特定せず同じ種類・銘柄について所有期間を通じては通算し算出する方式のため、過去に遡つて同一銘柄の保有状況を確認し算出しなければならない。

いわゆる社員持株会や協力会社持株会、累積投資のように同一銘柄の購入や売却が長期に亘つて行われている場合や

(税理士界) 一一五八号)

EXCITING!のEです。



EGUCHI IWAO

地球へのやさしさ人財の英知です
美しい環境を守るのは産業界の使命です
モノづくりを技術とサービスでサポートいたします
あなたと世界で...いまエキサイティング!
世界へ飛躍するEマークです

関西ペイント株式会社 特約店
株式会社 江口巖商店
本社 〒457-0861 名古屋市南区明治1丁目19番5号
☎ (052) 691-4181